

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽 2

2017
February
No.629



Pick up

平成27年度
大雪地区広域連合決算の概要
ほか



平成28年12月末現在
 ()内は前月比[]内は前年同月比

10,403人(+7)[+18]

● 男4,913人(+3)[-3] ● 女5,490人(+4)[+21]

● 世帯数 4,294戸(+5)[+57]

住民基本台帳より ※住民基本台帳法の一部改正により
 外国人住民が加わりました。



新成人の皆さん、おめでとうございます。毎年、成人を迎えた人たちを見るときに寒い日でも、華やいだ気持ちになります。さて、東神楽町は今年、北海道日本ハムファイターズの『北海道179市町村応援大使』に選ばれ、中田翔選手と白村明弘投手が大使に決まりました。中田選手は、侍ジャパンの主力選手としても選ばれています。今年は、日本ハムだけでなく、日本代表戦についても併せて応援していきましょう。最後になりますが、(こ)がインフルエンザにかかり1週間お休みしていました。皆さんも体調管理には気を付け、冬のイベントを楽しんでください。(き)

目次 CONTENTS

- まちのできごと.....3
- Pickup.....4~11
- 健康食育.....12
- ほそめ先生とはじめての花育.....13
- スマイルキッズ.....14
- 子育てコラム.....15
- 子育て・保健案内板.....16
- インタビュー.....17
- 情報案内板.....18~23
- カレンダー.....24



花のまち随想



東神楽町長
山本 進

平成29年も明けて、あまり大雪になることもなく、比較的穏やかな日が続いています。私事になりますが、1月上旬にインフルエンザに罹患し、お休みをいただいていた。

予防接種もしていたし、多少体力には自信もあったのですが、実際にかかってみると高熱が続き、つらい状態でした。これから流行する恐れもありますので、町民の皆さんも十分注意していただければと思います。

冬になると、出歩くこともおっくうになって、外での活動もせいぜい除雪だけということも多くなり、運動不足が続きます。確かに外での散歩や活動はしづらいものの、やはり夏に比べると、活動量計の歩数などもあまり伸びないのではないのでしょうか。

北海道民、特に子どもたちの体力の低下が叫ばれていますが、とりわけ冬季の運動不足がその一端にあるのではないかと思います。冬のスポーツというと、スキー、スケートなどです。それ以外にも外のちょっとした雪山などでも遊んだりするのですが、それも少し減ってきているような感じがします。

雪や氷は、スポーツもできるし、雪像や氷像制作など美術的なこともできるし、楽しみはいっぱいあります。子どもだけでなく、大人も『冬を積極的に楽しむ』ことから健康づくりになるのではないかと思います。

寒いから閉じこもるのではなく、屋外で積極的に冬を楽しみましょう。



身近な情報などをお待ちしています。また、このページの掲載写真は、ご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎ 83-2113

タウンニュース

Pick up

健康食育
花育

スマイルキッズ
子育てコラム

子育て案内板
インタビュ

情報案内板

災害のない1年を願って

1月5日(木)

新春恒例の東神楽消防団出初式が行われました。役場前を出発し、総合福祉会館までのコースを、女性団員、各地区の団員は隊列を組み堂々で行進し、沿道の声援に応えていました。新たな年の始まりに、災害のないまちへの誓いを新たにした消防団員の方々の行進する姿に、予防に対する強い決意が感じ取られる式となりました。



東神楽の発展を願う

1月10日(火)

東神楽町、東神楽農業協同組合、東神楽町商工会が共催する新年交礼会が総合福祉会館2階大ホールにおいて開催され、町内から約100人が参加しました。

交礼会では、参加者同士が新年のあいさつを交わすとともに、各団体の代表者による鏡開きや商工会抽選会などが行われ盛会に終了しました。



楽しく『食べる』を学ぶ

1月11日(水)

役場調理室において、町内の小学生14人が参加し『タニタ子ども料理教室』が開催されました。

タニタの管理栄養士を講師に、1食で野菜195gが摂れる野菜たっぷりメニューについて学びました。

自分で作った料理を食べた子どもたちからは「家でも作って家族を驚かせたい」などの声が聞かれました。



これからのまちづくりを考える

1月20日(金)

総合福祉会館において、北海道大学法学研究科教授の山崎幹根氏を講師に町制施行50周年を記念した連続講座の第1回目が開催され、町民など約50人が集まりました。山崎教授は自身が行った市町村現地ヒアリング調査の結果を基にそこから見えた課題などについて解説。また、町が今後積極的に取り組むべきこととして『目標管理型の自治体運営と住民参加』を上げ、会場では熱心にメモを取る人の姿も見られました。



平成27年度

大雪地区広域連合

決算の概要

大雪地区広域連合は、保険者として平成16年4月から業務を開始しています。

平成28年12月22日に行なわれた第3回大雪地区広域連合議会定例会で、平成27年度の一般会計と3特別会計の決算が認定されました。その決算の概要についてお知らせします。

※決算額については四捨五入処理をしているため、実際の決算額と異なる場合があります。

◆問い合わせ◆
大雪地区広域連合
☎82-3697

【一般会計】

平成27年度は大雪地区広域連合が保険者として業務を開始し12年目となりました。6名の派遣職員と4名の専任職員で業務を行い、関係町・関係機関と協議を行いながら、住民サービスの低下を招くことなく効率的に事務処理を進めました。

【介護保険特別会計】

平成27年3月に策定した第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度）に計上された要介護高齢者数の現状と将来推計などを踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、円滑な事業運営と給付の実施を進めました。介護保険料については、介護保険事業計画に基づき、第5段階である標準的な年額保険料を6万9300円（月額5775円）としています。介護保険事業準備基金は、平

成27年度中に2677万円を追加で積み立て、平成27年度末現在の基金残高は3160万円となりました。今後の介護保険料抑制のために有効な活用を図ります。

によるものです。国保財政調整基金は、平成27年度中に9106万円を追加で積み立て、平成27年度末現在の基金残高は1億3426万円となりました。今後の国保財政安定化に向けた財源として活用します。

【国民健康保険特別会計】

国民健康保険料については、被保険者の負担軽減と安定化、平準化を図りながら、最少の負担で医療給付が受けられるように料率を設定しました。住民福祉の向上と公平負担の確保という制度の基本に立ち、3町の被保険者にかかる必要な保険給付費を見込み、健全経営ができれば、関係町と協議を重ね、国民健康保険運営協議会に諮問のうえ保険料を決定しました。療養給付費（費用額ベース）は、27億1113万円となり、3億4418万円の余剰金が発生しました。これは、医療費全体で予算額を下回ったことなど

【後期高齢者医療特別会計】

平成20年度から、老人保健制度に変わり後期高齢者医療制度がスタートしています。北海道後期高齢者医療広域連合が主体となって運営していますが、申請や被保険者証の交付、保険料の徴収事務などは大雪地区広域連合で行っています。納付された保険料や3町の被保険者にかかる医療給付費の負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付しています。療養給付費（費用額ベース）は43億4016万円となっています。

大雪地区広域連合歳入歳出決算額

会計区分	歳入決算額	歳出決算額	実質収支額
一般会計	11億9667万円	11億9405万円	262万円
介護保険特別会計	29億7826万円	29億3631万円	4195万円
国民健康保険特別会計	45億4939万円	42億521万円	3億4418万円
後期高齢者医療特別会計	7億5690万円	6億8775万円	6915万円
合計	94億8122万円	90億2332万円	4億5790万円

介護給付費の状況

区分	給付費総額	受給者数	月額給付費（一人あたり）
居宅介護サービス等給付費	14億8988万円	1218人	10万1935円
施設介護サービス等給付費	12億9362万円	363人	29万6973円
合計	27億8350万円	1581人	14万6716円

保険料収納状況（現年分）

区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
介護保険料	5億7289万円	5億7088万円	0	201万円	99.65%
国民健康保険料	8億8415万円	8億5562万円	0	2854万円	96.77%
後期高齢者医療保険料	2億2959万円	2億2906万円	0	53万円	99.77%

国民健康保険被保険者医療費の動向

一世帯あたり	60万3546円	
一人あたり	全体	32万6406円
	前期高齢者	46万8357円

後期高齢者医療被保険者医療費の動向

医療費総額	43億4016万円
受給者数	4741人
一人当たりの医療費	91万5453円

大雪地区広域連合からのお知らせ

国民健康保険の第三者行為 いかに届出しているか

【第三者行為とは】

大雪地区広域連合の国民健康保険に加入されている方が交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為によるケガの治療に保険証を使う場合、当広域連合への届出が義務付けられています。本来、被害者に過失が無い限り、加害者が医療費の全額を負担することになりますが、保険証を使うことによって、医療機関にお支払いいただく一部負担金以外の医療費（保険給付分）は医療機関から保険者（当広域連合）に請求がきます。その場合は、当広域連合が加害者に代わって支払い、後日、加害者へ請求します。（必要書類は表1の通り）

※先に加害者から治療費を受け取ったりすると国民健康保険は使えなくなります。労災対象の事故など雇用者が負担するときはや犯罪行為や故意の事故、飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故の場合にも使えません。また、自転車やバイクの事故も届出が必要で

【示談をする前に】

加害者との話し合いにより示談が成立すると、その内容が優

先されるため、当広域連合が医療機関に支払った医療費を加害者に請求できなくなる可能性があります。その場合は被害者へ請求することになりますのでご注意ください。示談をするときは、必ず事前にご連絡をいただき、示談の内容に国民健康保険からの求償分を加害者が別途支払う旨を盛り込むようにして下さい。また、示談が成立した時は速やかに示談書の写しを提出してください。

※示談後の治療についても届出が必要になる場合があります。

【問い合わせ】

大雪地区広域連合 国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線：563）

後期高齢者医療制度 のお知らせ

【高額介護合算療養費について】

医療と介護の両方を利用して世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額（表3）を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには

健康ふくし課③番窓口への申請が必要となります。（対象となる方は北海道後期高齢者医療広域連合または大雪地区広域連合から申請書をお送りします。）

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
○支給額が500円以下の場合には支給されません。

【医療費通知を 全受診者へ送付します】

平成28年9月送付分より全受診者に、医療費を半年ごとにとまとめた医療費通知（表2）をお送りしています。次回の発行は平成29年3月/平成28年7～12月受診分）に行います。

【医療費通知の活用について】

○医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。

○インフルエンザ予防や健康診断など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。

○診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【問い合わせ】

大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697（内線：563）

表1

【各種届出に必要な書類】 ※必要書類は国保担当窓口で受け取れます。	
第三者行為による傷病届	事故の状況は『交通事故証明書』を参考に記入してください。
第三者行為基本調査書	記載例に基づき記入してください。
交通事故証明書	原本を1通提出してください。 発行手続きは事故発生の場所の所管警察署へお問い合わせください。
事故発生状況報告書	図や説明は詳細を正確に記入してください。
念書	被害者（申請者本人）が作成してください。本人が記入できない場合は、代理の方の署名・押印が必要です。
示談書	示談成立の場合にのみ必要です。

表2

受診年月	診療を受けた医療機関など	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。
※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

表3

自己負担額表【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌7月31日】		
負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
	住民税非課税世帯	31万円
1割	区分Ⅱ（※1）	31万円
	区分Ⅰ（※2）	19万円

※1世帯全員が住民税非課税である方
※2世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

タウンニュース
Pick up
健康食育
花育
スマイルキッズ
子育てコラム
子育て案内板
子育てインタビュー
情報案内板

確定申告は

期間内にお早めに

問い合わせ 税務課 ☎83—2119

東神楽町役場での確定申告の受付は3月14日(火)まで

役場でも 確定申告を受け付けています

■開設期間

還付申告 1月18日(水)～3月14日(火)

確定申告 2月16日(木)～3月14日(火)

(土・日、祝日および2月23日(木)、24日(金)を除きます。)

※譲渡所得を含む申告については、役場で受け付けられない場合があります。

※申告書の作成には時間がかかるため、長時間お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

■開設時間

午前9時～午後5時

(受付終了：午後4時30分)

※2月21日(火)、22日(水)は、夜間受付を行いますのでご利用ください。(開設時間：午後6時～午後8時)

(受付終了：午後7時45分)

ふれあい交流館でも 確定申告の臨時受付を行います

■開設日

2月23日(木)、24日(金)

■開設時間

午前9時～午後5時(受付終了：午後4時30分)

■会場

ふれあい交流館 会議室1

※2月23日(木)、24日(金)は、役場での受付はしてありませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

①収入を確認できるもの(主なもの)

給与所得の源泉徴収票(原本)、公的年金などの源泉徴収票(原本)、事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書など

②控除額の確認できるもの(主なもの)

- ・医療費控除…医療費の領収書など(病院、薬局、人ごとに整理が必要です)
- ・社会保険料控除…健康保険料の領収書・国民年金保険料控除証明書など
- ・生命保険料控除…支払額などの証明書
- ・地震保険料控除…支払額などの証明書
- ・寄附金控除…寄附の受領書
- ・障害者控除…障害者手帳

※その他の控除などについてはお問い合わせください。

③本人確認書類(『マイナンバーカード』であれば1点、それ以外は『通知カード』と『運転免許証など』の2点)

④印鑑

⑤口座番号を確認できるもの(還付がある方)

確定申告をすることで 税金の還付が受けられます

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、申告をすることにより税金が還付されます。

①総合課税の配当所得や原稿料などがある方

年間の所得が一定額以下である場合(一定額は、所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります)。

②給与所得者で次の控除を受ける方

雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除(年末調整で控除を受けている場合を除く)などを受けられる場合(給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、各種の所得(退職所得を除く)についても申告が必要です)。

③年の途中で退職した後就職しなかった方

給与所得について年末調整を受けていない場合(源泉徴収票で、支払金額と源泉徴収税額のみが記載されている場合)。

④退職所得がある方

次のいずれかに該当する場合。

◆退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる場合。

◆退職所得の支払いを受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている場合。

⑤所得が公的年金等に係る雑所得のみの方

医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合。

⑥予定納税をしている方

確定申告の必要がない場合

※住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けて所得税額および復興特別所得税額が発生しない方で、医療費が一定額以上ある場合は、申告をすることによって所得税および復興特別所得税の還付はありませんが、住民税が減額になる場合があります。



旭川北洋ビルで確定申告の受付を行います

旭川東税務署では、確定申告会場を『旭川北洋ビル9階（旭川市4条通9丁目）』に開設します。

※税務署の庁舎内には確定申告会場を設置していませんので、ご注意ください。

○開設期間：2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日、祝日を除きます。)

○開設時間：午前9時～午後5時
(受付終了：午後4時)

※申告書の作成には時間がかかりますので、なるべくお早めにお越しください。なお、会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※申告書を作成済の方は、旭川東税務署へ郵送等により提出をお願いします。

○詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）へ
※自動音声でのご案内となります。

確定申告書は国税庁のホームページで作成できます

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用して作成できますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』の画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、作成した申告等データをe-Taxへ送信することで、確定申告会場に行かずに自宅から申告できます。

※作成した申告書を印刷して、郵送で提出することも可能です。

e-Taxに関する情報は『e-Taxホームページ』まで

確定申告書等作成コーナーに関する情報は『国税庁ホームページ』まで

※操作に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）まで

事業主の方へ

法定調書提出期限は1月31日(火)です

法定調書は平成28年中の支払分をまとめて提出するもので、期限は1月31日(火)です。合計表を添付し、旭川東税務署に提出してください。なお、給与支払報告書の提出は、受給者の住所地の市町村ごとに区分し、それぞれの総括表を添付して当該市町村へ提出してください。詳しくは、旭川東税務署（☎23-6291）までお問い合わせください。

平成29年4月1日から身体に障害のある方のために使用する自動車の自動車税軽減制度がかわります

平成29年4月から自動車税の課税免除制度が減免制度に変更になります。

主な変更点は、次のとおりです。

1. 自動車税の減免申請に、申請期限が設けられました。
減免申請は、次の申請期限までに行う必要があります。

区 分		申 請 期 限
自動車取得税		自動車の登録日の2か月後
自動車税	4月1日に減免要件に該当している方	自動車税納税通知書の納期限（5月31日）
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当することになった日の2か月後
減免自動車を入れ替える方		自動車の登録日の2か月後

※使用状況などに変更がない場合は、2年目以降の申請は不要です。

2. 自動車税の課税免除を受けている方は、減免として継続されます。
課税免除を受けている方で、使用状況などに変更がない場合は、減免として継続されますので、減免の申請手続きは不要です。詳しくは、平成29年5月に送付する減免通知書でお知らせします。
3. 自動車を入れ替えたときの適用時期が変わります。
年税額単位で減免となりますので、自動車を入れ替えた場合は、その年度は旧車が1年分減免され、新車は翌年度から年税額を減免されます。ただし、減免替えの特例があります。
4. 現況確認書の送付時期が変わります。
車検月の2か月前に現況確認書を送付（納税証明書も同封）しますので、記載して必ず提出してください。

【申請手続きについての問い合わせ先】

札幌道税事務所自動車税部 自動車税課税課 ☎011-746-1194 ※最寄りの総合振興局、道税事務所などでも申請可能
※詳しくは道税ホームページをご覧ください URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

ひがしかぐら

ウィンター2017

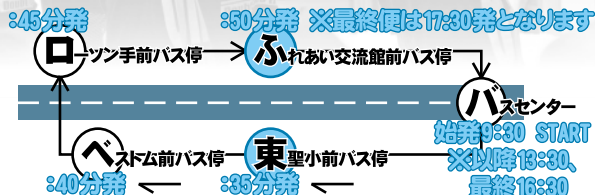
フェスティバル

2017

2/4 土

午前10時~

臨時送迎バス運行します。ご利用ください。



※臨時バスの運行は、3便のみとなります。

ふれあい交流館 ひじり野公園特設会場

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
公 チューブすべり	■	■	■	■	■	■	■	■	■
公 エアーボード体験	■	■	■	■	■	■	■	■	■
外 出店営業 (なくなり次第終了)									
外 イグルーづくり									
ふ キッズフォトサービス	■	■	■	■	■	■	■	■	■
公 スノーバナナ乗り	■	■	■	■	■	■	■	■	■
外 ココア・甘酒無料提供 (なくなり次第終了)									
ふ もちつき体験		■	■	■	■	■	■	■	■
外 長靴飛ばし									
ス 子どもたちの芸能サークル発表会					■	■	■	■	■
ふ 音楽鑑賞 (14:00 開場 14:30 開演)					■	■	■	■	■
外 雪中運動会									
ス お菓子まき									
ス よさこいソーラン (東神酔華の舞)									
ス お楽しみ抽選会									
外 冬の打ち上げ花火									

※天候状況などにより一部内容時間帯など変更する場合がありますのでご了承ください。

ふれあい交流館の駐車場は台数に限りがありますので、以下の駐車場をご利用ください。

- ・スーパーセンターベストム様駐車場
- ・東聖ひじり野地区地域世代交流センター駐車場
- ・東聖小学校体育館側駐車場

利用時間：午前10時~午後5時30分

※会場周辺での路上駐車はご遠慮ください。



- ふ ふれあい交流館内
- ス 屋外特設ステージ
- 外 屋外特設会場
- 公 ひじり野公園

主催 ひがしかぐらウィンターフェスティバル実行委員会・東神楽町

共催 東聖地区公民館、ひじり野地区活性化実行委員会、中央地区公民館、東神楽消費者協会、東神楽町観光協会

お問い合わせ 東神楽町産業振興課 ☎(0166) 83-2114

臨時職員を募集します。

東神楽町では、平成29年4月から勤務する臨時職員を次のとおり募集します。

■勤務期間 平成29年4月1日～平成29年9月30日（更新あり）

■応募方法 町内各施設（※）に設置の指定履歴書に必要事項および希望する職種を記入のうえ、**2月24日（金）までに総務課へ提出してください。**

【必着、郵送可】

（資格が必要な職種に応募する場合は、資格を証明する書類の写しも併せて提出してください。）

履歴書様式はホームページからダウンロードも可能です。

履歴書様式を郵送請求する場合は、返信用封筒（角2封筒）に返送先の住所、氏名を記入し、120円分の切手を貼ってください。）を同封し、総務課へ請求してください。

（※）履歴書設置の町内施設 総務課 総合福祉会館、これっと総合体育館、ぱれっと、子ども発達支援センター、図書館、ふれあい交流館
 ■試験など 履歴書により選考した後、面接試験を実施します。

問い合わせ

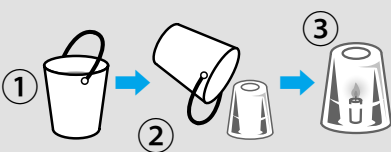
・応募方法などに関すること 総務課（☎83-2112）まで
 ・仕事内容に関すること 次に記載のそれぞれの担当部署まで

募集職種	勤務場所	資格	人数	勤務日など	勤務時間	賃金 (時間額)	担当部署
保育士	中央保育園 東聖小規模保育園など	保育士	若干名	週5日	実働8時間 (7時～19時)	970円	子ども未来課 ☎83-5423
保育士 (療養指導員)	子ども発達 支援センター	保育士または 特別支援学校教諭	1名	週5日	実働7.5時間 (8時30分～17時)	970円	子ども未来課 子ども発達支援センター ☎83-2996
相談支援専門員	子ども発達 支援センター	相談支援専門員	1名	週5日	実働7.5時間 (8時30分～17時)	1,160円	子ども未来課 子ども発達支援センター ☎83-2996
調理員(代替)	各小中学校	なし	2名	不定期 (長期休業中は勤務なし)	実働6時間 (8時30分～15時30分)	840円	教育推進課 ☎83-5406
栄養士	各小中学校	栄養士	1名	不定期 (長期休業中は勤務なし)	実働6時間 (8時30分～15時30分)	1,090円	教育推進課 ☎83-5406
一般事務 (図書館業務)	図書館	図書館司書	1名	週5日	実働7.5時間 (9時30分～18時)	850円	地域の元気づくり課 ☎83-5407
運転技術員 (バス運転手)		大型2種	1名	週5日	実働7.5時間 (6時～19時30分)	1,340円	建設水道課 ☎83-5413
花苗の育苗 管理業務	育苗センター	なし	若干名	週5日	実働7.5時間 (8時30分～17時)	850円	建設水道課 ☎83-5413

アイスクャンドルをともそう★

アイスクャンドルの作り方 みなさんもアイスクャンドルを作ませんか？

■用意するもの…ポリバケツ



①ポリバケツに水を8分目程度入れ、屋外に置く。

※水を入れ過ぎるとバケツが割れてしまいます。また、バケツを雪のうえなど、柔らかい場所に置くと、底のほう膨らんでバケツが割れてしまいます。

②バケツ内部の水が、周りから2cmくらい凍ったところでひっくり返して取り出し、上の部分に穴を開け、中の水を捨てる。

③ろうそくをともして完成。

『ひがしかぐらウィンターフェスティバル2017』の開催期間にあわせて、2月4日(土)、午後5時から自宅前でアイスクャンドルを一斉にともしてみませんか。このアイスクャンドルの一斉点灯に参加される方には、ろうそくを1世帯に10本まで差し上げます。ろうそくは、2月3日(金)まで、総合福祉会館（☎83-5407）とふれあい交流館（☎83-3741）でお渡しします。数に限りがありますので、ご希望の方はお早めにお越しください。

※ただし、福祉会館には休館日がありますのでご注意ください。

■問い合わせ 地域の元気づくり課（ふれあい交流館）☎83-3741

※在庫の有無は、各施設に直接お問い合わせください。

『冬のあかり』の写真を募集します！

ろうそくを配布した皆さんには、一斉点灯期間中などに、ご自宅で作製されたアイスクャンドルの写真撮影をお願いしています。また、ご自宅のイルミネーション『冬のあかり』をテーマとした写真も併せてお願いしています。撮影していただいた写真は、2月28日(火)までに、ふれあい交流館または総合福祉会館へお持ちください。東神楽町図書館展示ギャラリーにおいて展示します。



第4回町議会定例会



12月14日に召集され、会期3日間で開催された平成28年第4回町議会定例会。

教育行政を含む一般町行政の概況報告、定期監査の結果報告などが行われたほか、平成28年度の各会計補正予算案、関連条例案などが提出されました。一般質問では、7名の議員から質問があり、提出された議案は原案どおり可決され、15日に閉会しました。

【議案第1号】平成28年度東神楽町一般会計補正予算(第9号)

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5436万5000円を追加し、予算総額は60億6504万円になりました。

【議案第2号】平成28年度東神楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)

今回の補正は、歳入歳出それぞれ958万9000円を減額し、予算総額は2億6958万6000円になりました。

【議案第3号】平成28年度東神楽町水道事業会計補正予算(第4号)

今回の補正は、収益的支出を8万円減額し、支出の総額を1億7791万6000円とするとともに、資本的支出を78万3000

円減額し、1億2462万1000円になりました。

【議案第4号】職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

これは、平成28年人事院勧告をもとに、育児休業の対象となる子の範囲の拡大と非常勤職員の育児休業の取得要件を一部緩和するものなどです。

【議案第5号】東神楽町税条例の一部を改正する条例

これは、新たな政令の施行に伴い、関連する条例の一部を改正するものです。

【議案第6号】東神楽町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

これは、法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が変更となるこ

とから、条文を改めるとともに、定数を12名とするものです。

【議案第7号】定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結の件

これは、現行の『定住自立圏の形成に関する協定』で、新たに『農業生産技術等情報共有事業』を新たに追加するものなどです。

【発委第1号】意見書の提出

これは、八千代川改修工事の早期着工を求める意見書を提出するものです。

【発委第2号】意見書案

意見書案第2号：「現行の介護保険サービスとの継続と介護従事者の処遇改善を求める」意見書、意見書案第3号：地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

【発委第3号】意見書案

意見書案第4号：大雨災害に関する意見書、意見書案第5号：JR北海道への経営支援を求める意見書

【議案第1号】決議の採択

これは、八千代川及び稻荷川の速やかな浚渫を求める決議をするものです。

【閉会中の継続審査及び調査申出の件】

総務厚生常任委員会、文教産業常任委員会、議会広報常任委員会の3常任委員会および議会運営委員会において、それぞれ閉会中に所管事務の継続調査を行うことを承認しました。

議会を傍聴しませんか

議会は、どなたでも傍聴することができます。議場入口にある傍聴者名簿に住所・氏名をご記入のうえ中にお入りください。

※議事の進行状況により、日程が変わる場合がありますので事前に議会事務局までお問い合わせください。

【傍聴の注意】

- ・録音機やカメラ、ビデオなどの持ち込みはご遠慮ください。
- ・議事を妨害するような行為は慎むようお願いします。
- ・喫煙や飲食はできません。

問い合わせ 東神楽町議会事務局 ☎ 83-5410

平成28年度定期監査結果報告に対する措置について

【指摘事項1】 保育・幼児教育施策について

東神楽幼稚園は、昭和43年に道の認可を受けた幼稚園として、1年保育を開設して以後、平成4年には2年保育、平成8年には3年保育を実施するに至り、当町における幼児教育の拠点として重要な役割を果たして来ました。

しかし、近年は共働き世帯の増加などにより入園児が減少してきており、平成22年から預かり保育を実施するなど子育て支援対策を実施してきましたが、本年度の入園児数は定員105名に対し僅か36名にとどまっています。

一方、中央保育園・認定こども園花の森は定員を超える状態であり、東聖小規模保育園を新たに開設したものの入園を希望する全てを受け入れるには至っておりません。

以上の実態をふまえ、東神楽幼稚園においても認定こども園などの検討も視野に入れつつ、受入れ人数の増員を検討され本町における子育て支援対策をより一層充実させることが必要と考えます。

【措置（いづれも未来課）】

幼稚園は、地域における幼児教育の拠点機能や預かり保育などの子育て支援の役割を担っており、東神楽幼稚園におきましても、園開放や一時預かり事業を実施しているところでありま

す。

今後も、地域の実態や保護者ニーズの把握に努め、幼児教育の中核施設としての役割を果たせるよう、子育て支援体制の一層の充実に向けてまいります。

また、隣接する中央保育園とともに認定こども園などへの移行の検討を進め、幼児教育の充実や受入れ児童の拡大を図ってまいります。

【指摘事項2】 町税などの未収対策について

町税などの未収対策については、『収納対策室』を設置し、町財源の収入確保に取り組んでいることから、町税など全体の収入未済額は減少しており、また現年度分の徴収率についても、前年に比し上昇していることに対し、その努力を認め敬意を表しますが、依然としてその額は多額となっている状況にあります。

町税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより適正・公平な税負担を求めることは、極めて重要であることから、今後とも自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、税外収入も含め収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要があります。

【措置（税務課）】

町税などの収納対策につきまして

は、関係各課と連携し、新たな滞納の発生防止に重点を置き、納期ごとに未納者に対して電話や文書での催告を行い、自主納付を促すとともに納期内での納付が困難な方に対しては、分割納付の相談なども行ってまいります。

また、日中は仕事の都合などで相談に訪れることができない方に対しましては、夜間の相談対応などで折衝機会の確保にも努めてまいります。

こうした取り組みを行ってもなお滞納となった町税につきましては、納税者個々の状況を考慮した徴収を行うとともに、納付相談に応じていただけない滞納者に対しては、給与、預貯金、自動車の差押えなどの措置を執行しております。

さらに、対応が困難な滞納者につきましては、上川広域滞納整理機構に引き継ぐなど徴収に努めてまいります。使用料、負担金などにつきましては、利用者負担の公平・公正を保つため、訴訟も視野に入れ、徴収対策に努めてまいります。

今後も、税収確保と適正・公平な税負担や利用者負担を求め、適切かつ効果的な収納対策を実施してまいります。

【指摘事項3】 交通事故などの発生と安全管理について

平成27年12月から平成28年11月までの間に、公用車による交通事故などが

発生し、修繕費用などが発生しているものが6件、167万4582円の支出がありました。

この費用のうち、124万4850円は、共済金で賄われますが、42万9732円の町費の支出を余儀なくされています。

これらの事故については、自損事故もしくは当方の過失が100%かそれに近い状況で発生しており、少しの注意で回避できた可能性が十分考えられます。

運転者は、細心の注意をもって運転すべきことは当然のこととして、使用者である町においても交通事故などの防止について、今後も職員に対する注意喚起や職場研修などの取り組みを一層積極的に進めることが必要です。

【措置（総務課）】

交通事故防止につきましては、全町の交通安全運動が取り組まれる中、職員一人ひとりが安全運転の意識を高めることが必要であり、各課、朝のミーティングなどで安全運転の声掛けをし、また、関係機関および団体が発行する資料を活用して、事故防止のポイントを周知するなど意識啓発に努めているところであります。

今後、事故防止に関する研修会を開催するなど、より一層の意識啓発に努めてまいります。

健康 ひがしかぐらの の 食育

教えてくれたのは…

保健師 田中 笑佳

新しい1年が始まりました。今年も健診を受けましょう。

新しい1年が始まり、1か月が経ちました。皆さん、今年の目標は決めましたか？そこに向かったの取り組みはいかがでしょうか。

どんな目標であっても、自分自身の心や体が『健康』であることは、大事な条件の一つであると言えます。

東神楽町では、町民みなさんの健康を維持、または増進するためのお手伝いをいろいろな方向からしています。その中でも重要な位置づけにあるのが『健診』と『健診後の支援』です。

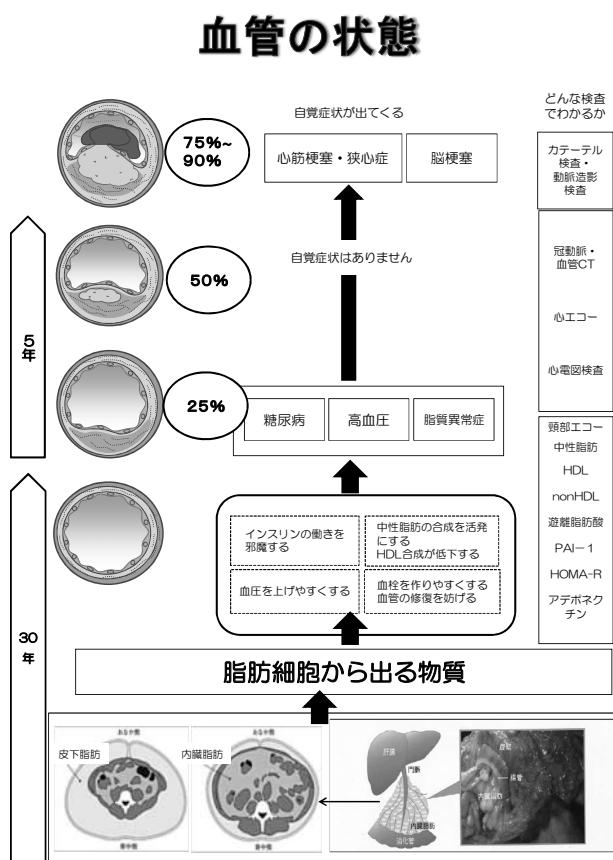
皆さんそれぞれの考える『健康』を維持するためには、正常な人間の機能をできるだけ維持していく必要があります。私たちは、『こり』や『痛

み』などには敏感ですが、自分の体の中で起こっている変化（血管、臓器の弱りなど）にはなかなか気づくことができません。こういった気づきにくい変化を知る方法が『健診』です。今、身体の中で起こっている正常な働きや変化に気づくために年1回の健診をお勧めしています。

『人は血管とともに老いる』という言葉もあるよう、実年齢だけではなく『血管年齢（血管の老いの状態があるか否か）』を今年は確認する年に行ってみませんか。

受けた結果から以下のような資料を用いて、今の健康状態を『見える』化していきます！

●血液検査などのデータ結果から今の血管の状態、将来の予測をします



ポイント1 どう受ける？

- 40歳から74歳の医療保険加入者と、その扶養の方→特定健診を受診します。
*国民健康保険に加入の方は30歳から特定健診を受けることができます。
- 75歳以上の方→町で実施している長寿健診を受診します。
- 職場などで健診機会のない18歳から39歳の方→町で実施している若年健診を受診します。
- 小学校5年生、中学校2年生の児童→町で実施している学童健診を受診します。
(今年度は終了しました)

ポイント2 治療中の方が健診を受けるメリット

治療しているものだけではなく、他の項目（血糖・コレステロールなど）の目標値は一人ひとり異なるため、あなた自身の目標値が確認できます。

ポイント3 毎年健診を受けるメリット

体は日々変化します。今年の健診は今の身体の状態です。継続的に健診を受けることで、変化に気づき、病気を発症する前に早めに対応することができます。

健診機会は『集団健診』『個別健診』など年間通してご都合の良い時に受けていただけるよう設定しています。

【耳より情報】役場庁舎の健康の駅に閲覧用の書籍を設置しました。健康づくりにお役立てください。



ほそめ先生と はじめての 花育

本当においしいイチゴ

最も寒い季節を迎えました。今年は場所によっては暖冬または平年並みと言われていますが、いかがでしょうか。私の住む場所は、いつもより暖冬で、冷え込んでもマイナス10℃程度、積雪も多い時で30センチ程度です。ただし、自然はどこかで必ず帳尻合わせをしてくれます。油断しないように気を付けましょう。

私は10年程前から青果市場の顧問を続けています。趣味の園芸やあさイチなどで花の講師をしている関係で花のイメージが強いかも知れませんが、実は花のほかに野菜の研究員でもあり、多くの野菜や果菜かさいの育成に関わってきました。耐病性ニンジンやレタス、一本ネギ、赤肉メロン、キャベツなどのほか、現在もイチゴや薬草などの育成に取り組んでいます。



青果市場では、1月中下旬頃から徐々にハウスイチゴの取り扱いが増えてきます。『章姫』、『紅ほっぺ』、『とよのか』、『とちおとめ』など、ここ数年で品種がかなり増えてきました。最近では、ご当地イチゴが増えました。熊本の『あまおう』、新潟の『越後姫』、和歌山の『まりひめ』、茨城の『イバラキッス』など、名前も味も個性的な品種が数多く見られます。これは家庭栽培用イチゴでも、同様の傾向が見られます。数多くの品種の苗がガーデンセンターに並ぶようになりました。ハウスイチゴの収穫は冬から早春がメインですが、家庭栽培用イチゴの収穫は春から初夏がメインになります。イチゴは寒さにとても強い植物です。しっかりと冬の寒

さに当たることで、春に充実した良い花を咲かせます。そしておいしい実を付けます。

最近では四季咲きイチゴといって、寒さに当てなくても花が咲いて実を付ける家庭栽培用の品種が出て来ました。でも、やはり冬の寒さに当たった株に付ける実のおいしさにはかないません。厳しさを乗り越えたからこそ、美しい花と実は作られるのでしょね。

現在、私が取り組んでいるイチゴの品種改良は、甘くておいしいイチゴではなく、四季咲き性のイチゴでもありません。酸っぱくて食べにくいイチゴ、でもジャムにすると最高に美味しい昔のイチゴです。品種改良を繰り返すことで失われる本来のイチゴらしいイチゴをしっかりと維持して、しっかりと伝えることを目標にしています。研究開発は前へ進める勇気も大切です。しかし、それと同じくらい後ろへ戻す勇気もとても大切なのです。大切なものを失わない様にその勇気が必要になります。

イチゴはビタミンCが豊富で、風邪予防や美肌効果もあると言われています。ぜひ、春のお花として、そして実を楽しむためにイチゴの苗をお庭に植えてみてはいかがでしょうかでしょう。



矢澤 秀成

Profile

現在は、兵庫県、新潟県、静岡県で花好きのマイスターを育成する授業を行い、さらに兵庫県、東京都、静岡県、鳥取県などで、子どもたちと世界に一つだけの花を咲かせる授業を行っている。また静岡県秩父宮記念公園や長野県善光寺、新潟県キラキラガーデンなどのガーデンナーとして活躍している。

子育てコラム

『おひさま』って

どんなところ？

皆さんは『おひさま』をご存知ですか？『おひさま』は東神楽町と東川町、2つの町の子ども発達支援センターとして運営されている施設です。

両町在住のお子さんと、言葉や運動面、情緒面の発達に心配のあるお子さんの相談や、子育てに不安のある保護者が相談できる場であり、子どもと保護者が遊びを通してかわる大切な機会をサポートしています。

幼稚園や保育園に通っているお子さんで集団生活に戸惑っている様子はありますか？園に伺って様子を拝見させていただくこともあります。

『おひさま』では、一人ひとりの子どもの発達に寄り添い、遊びを展開し、保護者の思いにも寄り添い、お子さんとその家族の応援団として事業を進めています。

話しを聞かせてくれたのは…

子ども発達支援センター

多羽田 尚樹

遊びで見る子どもの発達

『遊び』は楽しいのが基本。色々な『遊び』を展開してくれるのが、おひさまのスタッフです。個々の育ちに合わせ、遊びのツボを押さえて、『楽しい』を引き出します。家庭で親子でできる活動を一緒に楽しみ、子どもと共感し、楽しめる機会を大切にしています。

紙コップが大活躍

たくさん紙コップをバラバラよく積み重ねるだけで大きなピラミッドが完成。簡単で達成感も味わえる子どもたちの大好きな遊びです。



お子さんの成長を振り返って

『おひさま』で日々、さまざまなお子さんとその家族の方々に会うことができます。私たちは限られた時間の中で、お越しいただいたお子さんを中心に遊びを通して発達を確認し、そのご家族と成長を振り返る機会をいただいております。

「オレ、いつもおこられるんだ」

周りの大人から注意されることが多く、言われることが当たり前になり、受け身になってしまった男の子と出会った時に、自らつぶやいた一言。



『おひさま』で会ったお子さんの中には、さまざまな集団の中で注意されることが多く、自分に自信がもてなくて、自己肯定感（自分のことが好きな自分）が低くなっている姿も見られます。

『おひさま』でのかかわりを通して、男の子の気持ちを受け入れることから始め、良い所を見つけ、褒めることで意欲的に取り組む姿に変わりました。男の子の変化は、保護者の変化に繋がり、保護者も心から受け入れ、褒めるようになりました。

『ありのままの自分』を受け入れてもらうことで自信に満ち溢れた笑顔を見せてくれる場面と出会うことができました。

お子さんの小さな心のつぶやきに、周りの大人がじっくり耳を傾けて、『自分のことが大好きな自分』になれる小さな芽を大切に育むことで、お子さんの成長を感じることができるようでしょう。



2月

子育て・保健案内板

個 対象者へ個人通知 日 日時 場 場所 対 対象 内 内容 持 持ち物 申 申込 他 その他

お問い合わせ

【■】の行事については

健康ふくし課健康グループ ☎83-5431

【□】の行事については

こども未来課子育て支援センターぱれっと ☎83-3767

にこにこサロン

これっと・ぱれっとを親子のふれあいの場、友達づくりの場として開放しています。

- 場 ①これっと
②ぱれっと

- 日 ①【平日】午前9時30分～11時30分
【毎週火・木】午後2時～4時
②【平日】午前9時30分～11時30分
【毎週火・金】午後2時～4時

※事業のある日は中止となります。

わくわく教室

- 日 2月3日(金)午前10時～11時

場 ぱれっと

対 0歳児～就学前児と保護者

内 豆まき会

申 2月1日(水)午前中までにこども未来課

にこにこサロン★志比内

- 日 2月15日(水)午後1時5分～2時10分

場 志比内小学校

対 0歳～就学前児と保護者

申 志比内地区以外で参加される方は

事前にぱれっとまでご連絡ください

子育て講座

- 日 2月8日(水)

午前10時～11時30分

場 ぱれっと

対 0歳～就学前児と保護者(定員15組)

内 A E D 講習

申 2月3日(金)午前中までにこども未来課まで

持 おむつ、着替え、おんぶひも

子宮・乳がん・骨検診

- 日 ①2月9日(木) ②2月17日(金)

場 旭川がん検診センター

申 検診日の1週間前までに健康ふくし課(☎83-5431)まで

他 送迎バスを運行します

※詳細は広報12月号

折り込みチラシをご覧ください。

助産師健康相談

- 日 ①2月14日(火) ②2月16日(木)

午前9時30分～11時30分

場 ①ふれあい交流館 1階和室

②役場庁舎 1階和室

対 妊婦、0歳児、0歳児の保護者

内 育児相談、母乳相談

持 母子手帳、タオル(母乳相談希望の方)

乳幼児健診

- 日 2月16日(木)

12時40分～午後1時30分

場 ふれあい交流館

対 8か月～10か月児

内 計測、問診、小児科診察、保健・栄養相談、子育て相談

持 母子手帳、子育てサポートファイル『えんじん』

すくすく広場

- 日 2月20日(月)午前10時～11時

場 これっと

対 0歳児と保護者

内 運動遊び

申 2月1日(水)～17日(金)午前中まで

よちのび広場

- 日 2月22日(水)午前9時30分～12時30分

場 ぱれっと

対 1歳～就学前児と保護者

内 バス遠足「カムイの杜」

申 2月1日(水)～15日(水)午前中まで

子育て教育相談

子育てや教育に関する不安・悩みの相談を受けます。あわせて、親子のふれあいの場として『わくわく広場』も開設しています。

- 日 2月27日(月)

午前9時30分～11時30分

場 これっと

内 東聖小規模保育園の中館先生がスキンケアについてお話しします

これっと・ぱれっと健康相談

- 日 ①2月24日(金) ②2月28日(火)

午前9時30分～11時30分

場 ①これっと総合体育館

②ぱれっと

対 全町民

内 血圧・体脂肪・体重測定、保健・栄養相談、歯科相談(①のみ)

持 母子手帳、健康手帳

※こども未来課子育て支援センターが行う行事については

『わくわく便り』に詳細を記載していますので、あわせてご覧ください。



INTERVIEW

まちで話題の旬の人をご紹介します。

『国際的大和撫子』を
座右の銘にしています

たじま ひなこ
田島 日菜子 さん

1996年生まれ 20歳
東京女子大学 2年生
特技：クラシックバレエ
趣味：美味しい親子丼の店探し

「将来は国際的な職業に就いて、日本の方はもちろん、海外の観光客の方など、多くの方の役に立ちたいと思っています」。

そうお話を聞かせてくれたのは、今年成人を迎えた田島日菜子さん。1月8日、総合福祉会館において開催された成人式では、新成人を代表して誓いの言葉を読み上げました。

田島さんは旭川市内の高校を卒業後、東京女子大学へ進学。大学ではイギリス文学を専攻し、英語の勉強に励んでいるそうです。

「2020年に開催される東京オリンピックでは、ボランティアとして役に立ちたいです。できることは積極的に挑戦していきたいです」と、目を輝かせます。

中学校では、ソフトテニス部に所属。現在も、自分にとって大切なつながりになつていと話す田島さん。

「部員全員が仲良しで、中学生の時には神社のお祭りに皆で浴衣を着て遊びに行きました」と、楽しそうに思い出を話します。

帰省した際には、昔のように一緒に遊びに出かけたりご飯を食べに行くそう、仲の良さが伺えます。

町の行事での思い出は『役場前の立体花壇』のデザインに、アイデアが採用されたことだと話します。「友人5名ほどと一緒に考えました。実際に立体花壇が完成したのを見た時は、友達



と一緒にとても感動したのを覚えています」。

二十歳になって感じた変化については「さまざまな書類や手続きなどに、保護者の承諾がいらなくなったことですね。二十歳になり、社会的に個人の責任が大きくなったことを実感しました」と田島さんは話します。

また、お酒が飲めるようになったこともとても新鮮に感じるそうで「地元の高級生と一緒にお酒を飲み、思い出話やそれぞれの現況を話し合うことが、とても楽しく、私にとって特別な時間になつていきます」と語ります。

今後、どのような大人になりたいかを尋ねたところ「東神楽町の良さをはじめ、日本の文化などをしっかり勉強し、それを海外の人に伝えていけるような大人になりたいです」と話し、「今自分がこうして勉強に集中できているのも、親や周囲の人の支えや協力があったからです。将来は、仕事を通して少しでも自分が受けてきた恩を返していきたいと思います」と、二十歳の決意を素敵な笑顔で話してくれました。

Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



2月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119

お知らせ

お気軽にどうぞ 心配ごと相談

毎日の生活の中のちょっとした困りごとや悩みごとについて、心配ごと相談員がお話しを伺います。相談は無料で、相談の内容は個人の秘密として固く守られます。

■ 日程 2月16日(木)

午後1時～4時

■ 場所 役場庁舎1階

健康相談室

■ 問い合わせ 社会福祉協議会

(☎83-5424) まで

農地を相続したときは 届け出が必要です

相続、および法人の合併や分割、時効取得などにより農地を取得したときは、農業委員会へ届出が必要です。

届出の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から、おおむね10か月以内となっています。

なお、相続された方が農地を耕作できない場合は、地区担当

農業委員、または農業委員会事務局にご相談ください。

■ 問い合わせ 農業委員会事務局

(☎83-5440) まで

男女共同参画社会

パブリックコメント

町では『東神楽町男女共同参画計画』の平成28年度中の策定に向けて、検討を進めております。この計画案に皆さまの意見や要望を反映させるため、パブリックコメントを次のとおり実施します。

■ 意見募集期間

1月20日(金)～2月20日(月)

■ 提出方法 次のいずれかの方法で提出してください。

・ 電子メール (kikaku@town.higashikagura.jp)

・ 郵送または持参

・ ファックス (83-4180)

■ 問い合わせ まちづくり推進課 (☎83-2113) まで

山の手入れは十分ですか? 森林所有者の方々へ

森林は40年から50年の年月をかけて育てるため、適切な時期に管理をすることが大変重要で

母子父子寡婦福祉資金の申請

北海道では、母子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉の増進を目的に、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行っています。

■ 貸付資金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・就職支度資金・修業資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金

■ 貸付対象・限度額・期間など

貸付資金の種類により異なりますので、資金を必要とする時期を考慮したうえで、早めにお問い合わせください。なお、修学資金の借り入れを希望される方は、3月3日(金)までにご連絡ください。

■ 問い合わせ 健康ふくし課ふくしグループ(☎83-5430)

相続登記はお済でしょうか?

相続登記は司法書士の仕事です

- 売買・相続・抵当権の設定
- 会社の設立・役員変更登記

未来につなぐ相続登記
次の世代へのつとめです
お気軽にご相談ください

東かぐら司法書士事務所

司法書士 多田 進

ひじり野南2条3丁目4番8号

☎: 68-5768 FAX: 76-1153



■ 問い合わせ・相談 東かぐら司法書士事務所

【有料広告】

す。森林の管理は、主に次のとおりです。

■**下刈り** 植栽した苗木は背の高さが周辺の草より高くなるまで、夏場の下草刈りが欠かせません。

■**除間伐** 植えた苗木の成長に応じて立木本数を間引きするもので、日当たりや風通しがよくなり木が早く太ります。

■**植林** 山の木を伐採したまま放置すると、土砂が流失したり、山崩れが発生する可能性があります。次代に引き継ぐ森林をつくるためにも、伐採後の植林を行うことが大切です。

これら森林整備の予定がありましたら、次のお問い合わせ先にご連絡ください。

■**問い合わせ** 東神楽町森林組合 (☎/fax 83-2234)、産業振興課 (☎83-2114)

日赤社資募集の報告とお礼について

このたび、赤十字活動資金として、各町内会長を通じて町民の皆さんから113万6300円のご協力をいただくことができました。

この資金は、世界各地で紛争に苦しむ人々や災害被災者へのさまざまな救援活動に使われています。毎年、このような活動を続けていくためにも安定した資金の確保が必要です。今後とも皆さんのご支援とご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願います。

■**問い合わせ** 健康ふくし課 健康グループ (☎83-5431) まで

国民年金

口座振替による前納は2月末までにお申し込みを

国民年金保険料の納付に『口座振替』をご利用いただくと、納付のたびに金融機関などに行く手間が省けるばかりか、納め忘れから年金が受けられなくなることもありませんので、とても便利で確実です。

4月分から翌年3月分まで、一定期間の保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割り引きになることをご存じですか？

口座振替での前納には、6か月分(4月分から9月分、10月分)から翌年3月分、1年分(4

月分)から翌年3月分、2年分(4月分)から翌々年3月分)の3つの引落方法があり、期間が長いほど割引額は増加します。4月分からの口座振替による前納をご希望の場合は、2月末までに金融機関の窓口または年金事務所での申し込み手続きが必要です。

■**問い合わせ** 旭川年金事務所 (☎27-1611) まで

国民年金保険料の納付をクレジットカードでも

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付することができます。平成29年4月からは、新たにクレジットカード納付でも2年前納が利用できるようになり、ますます便利な納付方法になります。

ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要になる場合があります。ご注意ください。クレジットカードをご希望の方またはクレジットカードの有効期限を迎える方は、旭川年金事務所へお問い合わせください。

■**問い合わせ** 旭川年金事務所 (☎27-1611) まで

教育に関すること、ご相談ください 教育相談窓口

地域の元気づくり課では、次のとおり教育相談の窓口を開設しています。家庭・学校・地域における子どもの教育上の相談など、悩みごとがあるときは、ぜひお気軽にご相談ください。

※相談は電話または面談で実施します。
※面談の場合は、事前に来訪日などの打ち合わせをします。

- 相談員 教育アドバイザー 吉澤 ひろはる
生涯学習コーディネーター 松永 博一
- 日時 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時
- 電話相談 ☎83-5407
- 面談場所 地域の元気づくり課(総合福祉会館内)
- E-mail kyoiku_soudan@town.higashikagura.lg.jp

■**問い合わせ** 地域の元気づくり課(☎83-5407)

生活情報がまとまった情報誌!

『暮らしの便利帳』が発刊

町の行政サービスや窓口情報のほか、身近な地域情報などをまとめた便利な情報誌『暮らしの便利帳』が発刊されました。皆様のご家庭へは委託業者を通じて2月中に順次、ポスト投函などにより配布いたします。また、全戸配付に先立ち、電子書籍による公開がすでにされています。次のQRコードからご覧いただけます。



東神楽町 暮らしの便利帳 QRコード

■**問い合わせ** まちづくり推進課(☎83-2113)

募集

自衛官などを募集します

平成28年度自衛官候補生および平成29年度予備自衛官補を募集します。

【自衛官候補生】

■資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の男子（採用予定月の1日現在）

■受付期間 2月13日(月)まで

■試験日 2月19日(日)・20日(月)

■試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）または自衛隊旭川地方協力本部

【予備自衛官補（一般）】

■資格 日本国籍を有する18歳以上34歳未満の者（平成29年7月1日現在）

■受付期間 3月24日(金)まで

■試験日 4月14日(金)～18日(火) いずれか1日

■試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

■問い合わせ 自衛隊旭川地方協力本部南地区隊（☎54-5617）まで



募集します

高齢者事業団会員

高齢者事業団では、経験や能力を生かして、健康で仕事に生きがいを求めている、おおむね60歳以上の町内在住の方を対象に平成29年度の新会員を募集します。

■作業内容

- ・公園などの草刈り、清掃
- ・公共花だんの植栽、除草
- ・各公共施設の管理、清掃
- ・環境整備のほか一般作業など

■申し込み 入会を希望される方は、2月10日(金)までに東神楽義経公園内の高齢者事業団事務局（☎83-5425）までご連絡ください。



高齢者事業団が整備している図書館前花壇

ご協力ありがとうございました! 東神楽町社会福祉協議会からお知らせ

赤い羽根共同募金・歳末助け合い義援金の実績

■赤い羽根共同募金

昨年10月1日から展開した『赤い羽根共同募金』には、多くの皆さんの参加とご協力をいただきました。住民の皆さん、各企業をはじめ、運動推進にご協力いただいた女性ボランティア、あゆみの会、小中学校児童生徒の皆さんに厚くお礼申し上げます。寄せられた募金は全額、民間の社会福祉事業など道内の福祉施設の設備、各種福祉活動や運動推進のために役立てられます。また東神楽町社会福祉協議会への助成金は、地域福祉活動やボランティア活動資金などに充てられます。

共同募金の実績	総額 176万 1310円
戸別募金（行政区）	108万 9400円
企業募金	29万 2500円
学校募金	1万 3926円
街頭募金	2万 7900円
職域・個人ほか	33万 7584円

（平成29年1月10日現在）

■歳末助け合い義援金

昨年12月1日から実施した『歳末たすけい運動』では、全町の皆様のご支援により、多くの義援金が寄せられました。

ご協力いただきました町民の皆さんや関係団体の方々に厚くお礼申し上げます。

寄せられた義援金は、12月26日に審査委員会により助成方法を協議し、町民そろって明るいお正月を迎えるため、支援を必要とする世帯に対し、直接届けられました。なお、助成内訳については、事業終了後にお知らせします。

皆さんの温かいご協力ありがとうございました。

義援金の実績	総額 115万 9405円
戸別募金（行政区）	110万 9405円
団体募金	5万円

（平成28年12月31日現在）



■問い合わせ 社会福祉協議会（☎83-5424）

東神楽町史 第四巻を販売しています

『東神楽町史第四巻』は、それ以降の20年の歩みを書き加えるという視点でとりまとめました。

この『東神楽町史第四巻』が、これまでのまちの歩みを顧みながら史料をひもとき、よりよい未来を拓くための一助となれば幸いです。

なお、販売価格については『東神楽町史第四巻』が、町民3,000円、一般6,000円となっておりますが、第四巻の発刊を記念して、『東神楽町百年史』との大変お得な2冊セット価格もご用意しております。

東神楽町の歴史の一端を振り返る文献としても、ぜひ一読ください。



『東神楽町史』ご購入のご案内

第四巻 価格	東神楽町民	3,000円	100年史との セット価格	東神楽町民	4,000円	販売 窓口	まちづくり推進課 (☎83-2113)
	— 一般	6,000円		— 一般	7,000円		

購入 方法

- (1)販売窓口で購入する場合
販売窓口にて用意しております『購入申込書』に必要事項を記入のうえ、料金をお支払いください。
- (2)販売窓口以外（郵送など）で購入する場合
まちづくり推進課（83-2113）までご連絡ください。お支払い方法などをお知らせします。
※購入申込書をお送りいただき、料金の納入を確認後、町史を配送料『着払い』にてお送りします。
※価格はすべて税込です。

■問い合わせ まちづくり推進課 (☎83-2113)

成年後見制度について

■成年後見制度に関する出張相談

高齢者や障がいのある方の『生活』や『財産』に関する不安や困りごとについて旭川成年後見支援センターの相談員がお話を伺います。本人のさまざまな権利が守られ、安心して地域で暮らしていけるよう『成年後見制度』の利用についてお手伝いします。相談を希望される方は、事前に健康ふくし課ふくしグループまでご連絡ください。

日時 2月20日(月)
午後2時30分～4時
場所 役場庁舎1階 健康相談室

相談
無料

■成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶことができない場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

旭川成年後見支援センターは、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が運営し、関係機関と連携を図りながら行い、本人が安心して地域で暮らしていくための環境づくりをお手伝いしています。

■問い合わせ 健康ふくし課 ふくしグループ (☎83-5430)

地域おこし協力隊が行く!



新しい冬のアクティビティ『エアーボード』

すっかり冬も本格化して参りましたが、皆さまいかがお過ごしですか。私は人生で初めての道北の冬を、雪の多さに驚きながらもなんとか楽しく過ごしています。

さて、この町の冬の風物詩としてすっかりお馴染みの『ひがしかぐらウィンターフェスティバル』(広報2月号:P8)が、今年もふれあい交流館前で実施されます。

例年通り、スノーバナナやチューブすべりも行われますが、今回は新たに『エアーボード』という新しいアクティビティがスタートします。空気で膨らませたボードの上に腹ばいになり、雪山を一

気に滑り降りるといものですが、これはひがしかぐら森林公園のスタッフと考えた企画ですので、ぜひとも多くの方々に遊びに来ていただきたいと思います。

エアーボードのほかにも、キッズヒップホップ、よさこいソーランなど、多様なプログラムで楽しんでいただけたと思いますので、ぜひ皆さまお誘い合わせの上お越しください。

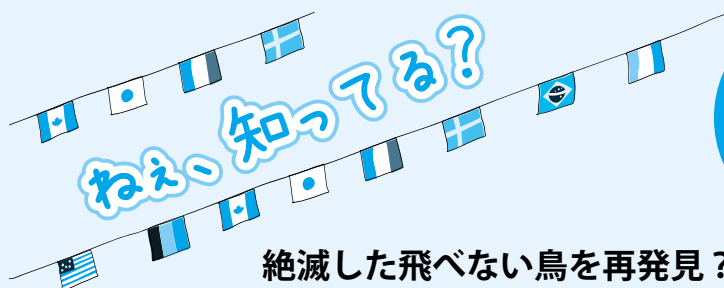
※先日テスト走行した際のムービーが『東神楽町地域おこし協力隊』のホームページ(右上QRコード)で公開中です。



小島 茂

Profile

1963年大阪生まれ。幼少時代は奈良県で過ごし、結婚を機に再び大阪へ。縁あって北海道に来ることになった際には、大阪から車でキャンプ場を巡り北上してくるほどのアウトドア好き。飲食業界や通信業界の仕事を経て、東神楽町の地域おこし協力隊員として勤務。趣味は映画鑑賞、特技はギターなどの楽器演奏。



ニュージーランド編

絶滅した飛べない鳥を再発見?!

ニュージーランドの固有種の鳥は飛べないものが多いため、700年前の人間の到来をきっかけに、狩猟や伐木などが始まり、114種類ほどが絶滅してしまいました。

現存する水鳥の中で1番大きい『タカヘ』も、1849年に捕獲された記録がありましたが、19世紀に大量狩猟されたことに伴い、絶滅したと発表されていました。

しかし、1948年にフィヨルドランド地域でタカヘを再発見。同年には400羽ほどが見つかり、世界中で大きな話題となりました。

タカヘの成鳥はニワトリとほぼ同じサイズで、くちばしは短くて固く、小さな翼がありますが求愛行動の時にしか使いません。飛べないため敵も多く、イヌやネコなどが天敵です。

また、ニュージーランドに巣を作り、1度の

産卵で1~3個の卵を産みます。親鳥は生まれてから18カ月までひな鳥の世話をしますが、6割ほどしかかえらないことと、冬を生き残ることができるひな鳥も少なかったため、政府は絶滅させないよう保護プログラムとしてタカヘの人口繁殖に着手。ひな鳥が人間を親として認識しないように、給餌の際には成鳥に似た人形を使うなどの工夫がされています。

保護されたタカヘはほぼ天敵がない離島に移され、島へ行くためには靴の消毒やかばんのチェックなどの検査が必要です。

絶滅したと思われた生き物を再発見できることは本当に幸運なことですので、現存の動物を大事にしてくださいね!



リェーン・ジーン

Profile

1981年台湾生まれニュージーランド育ち(両方の国籍を所有)。大学ではマーケティングと日本語を専攻。台湾語・中国語・英語・日本語の4ヶ国語に精通。2005年に英語指導助手として来日。2014年から東神楽町の国際交流員(CIR)として勤務。趣味は読書、着物の着付け、ネイルアート、スノーボードなど。

図書館からのお知らせ

■ 東神楽町図書館 ☎ 83-4646

東神楽町図書館新刊

台南 (一青 妙)
マンガでわかる! 高齢者詐欺対策マニュアル (西田 公昭)
満潮 (朝倉 かすみ)
吾輩も猫である (赤川 次郎)
ビッグフェイスくん (DAIGO)

ふれあい交流館新刊

かんたん手作り通園グッズ (増山 優子)
あひる (今村 夏子)
北海道新幹線殺人事件 (西村 京太郎)
この世界の片隅に (ここの 史代)
まねまねおおかみ (みやに したつや)

JA文庫新刊

心の嵐を青空に (美輪 明宏)
日本酒がおいしい人気店のおうちおつまみ
懐石小室に教わる一生ものの和のおかず (小室光博)

このほかにも、東神楽町図書館とふれあい交流館に多くの図書が入荷しています。ぜひお越しください。

おすすめ絵本



『コップちゃん』

中川ひろたか / ぶん 100%ORANGE / え (ブロンズ新社)

コップちゃんこんにちは。コップちゃんおなまえは? コップちゃんいくつ? コップちゃんゴロン…。かわいらしい表情のコップちゃんの絵と、リズムの良い短いフレーズが続く、シンプルで読みやすい絵本です。コップちゃんのまねをしたり、おはなしをしながら楽しめます。ファーストブックやコップを使えるようになった頃にもおすすめです。

イベント案内

今月の特集

図書館では特集コーナーを設けて、テーマに沿った本をまとめて置いています。

- 実用書 スイーツ特集
- 児童書 とりの本特集



絵本作家 本田哲也さん 「親子でお絵かき」イベント

十勝の清水町在住の絵本作家 本田哲也さんによる動物のお絵かきを、親子で体験できます。

- 日時 3月3日(金) 午後4時～
- 場所 東神楽町図書館
- 参加料 無料
- 定員 定員はありませんが、会場準備の都合上、事前申し込みが必要です。
- 申し込み 東神楽町図書館 ☎83-4646

おうまのおやこ 絵本よみきかせ会

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』による
絵本よみきかせ会

- 日時 2月25日(土) 午前10時30分～
- 場所 ふれあい交流館図書室
- 参加料 無料(事前申込み不要)
- 問い合わせ 東神楽町図書館 ☎83-4646

図書検索システムが 便利になりました!



インターネットで東神楽町図書館の図書検索システムが利用できるようになりました。町のホームページから『図書検索システム』をクリックするか、上のQRコードを読み取ることでページが表示されます。
※検索システムを利用して、図書の予約も可能です。
(予約は図書館でパスワードの取得が必要です)

2月24日(金)は月末図書整理日のため休館日となります。本を返却される方は図書館裏口のブックポスト、またはふれあい交流館をご利用ください。

2月 EVENT CALENDAR

イベント カレンダー

休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

1日(水)		
2日(木)		
3日(金)	■わくわく教室(P16)	
4日(土)	■ひがしかぐらウインターフェスティバル2017(P8)	
5日(日)	■全町卓球大会(広報1月号:P20)	つ
6日(月)	■まちづくり講演会(講師:藻谷浩介)(広報1月号:P18)	図
7日(火)		
8日(水)	■子育て講座(P16)	
9日(木)	■子宮・乳がん・骨検診(P16)	
10日(金)		
11日(土)	【建国記念の日】	つ
12日(日)		つ
13日(月)		図
14日(火)	■助産師健康相談(P16)	
15日(水)	■にこにこサロン★志比内(P16)	

16日(木)	■確定申告受付開始(~3/14)(P6) ■乳幼児健診(P16) ■助産師健康相談(P16) ■心配ごと相談(P18)	
17日(金)	■子宮・乳がん・骨検診(P16)	
18日(土)		
19日(日)		つ
20日(月)	■すくすく広場(P16) ■男女共同参画社会パブリックコメント締切(P18) ■成年後見制度出張相談(P21)	図
21日(火)	■確定申告夜間受付(P6)	
22日(水)	■確定申告夜間受付(P6) ■よちのび広場(P16)	
23日(木)	■確定申告ふれあい交流館臨時受付(P6)	
24日(金)	■確定申告ふれあい交流館臨時受付(P6) ■臨時職員応募締切(P9) ■これっと健康相談(P16)	図
25日(土)	■絵本読み聞かせ会(P23)	
26日(日)		つ
27日(月)	■子育て教育相談(P16)	図
28日(火)	■『冬のあかり』写真応募締切(P9) ■ばれっと健康相談(P16)	



ご意見・ご感想を
お寄せください

〒071-1592 北海道 上川郡 東神楽町 南1条西1丁目
TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180
発行日/平成29年1月26日発行 発行者/東神楽町
<http://www.town.higashikagura.lg.jp>

東神楽町

検索

編集者/まちづくり推進課



古紙配給率100%再生紙を使用しています